令和7年度 へき地医療支援計画

茨城県へき地医療支援機構

1 計画の目的

この計画は、茨城県へき地医療支援機構設置要項第2条の規定に基づき、令和7年度において関係各機関が実施する県内のへき地医療支援事業を総合し、もって各種事業の円滑かつ効率的実施を図るために策定するものである。

2 計画の期間

この計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 計画の内容

- (1) へき地医療支援機構の主な事業
 - ア へき地における総合的な診療計画の企画・調整
 - ・令和7年度へき地医療支援計画の策定
 - イ へき地医療拠点病院とへき地診療所間の医師派遣の調整
 - ・(2) へき地医療拠点病院の主な事業ーアを参照
 - ウ へき地医療拠点病院における医師等の派遣登録業務及び当該人材のへき地診療所 への派遣業務に係る指導・調整
 - 別紙1「令和7年度 茨城県へき地医療支援事業派遣医師登録状況」への登録
 - エ へき地医療従事者に対する研修計画・プログラムの作成
 - へき地医療従事者を対象とした研修会の開催
 - オ へき地医療拠点病院の活動評価
 - ・年2回の評価(中間、年度末)
 - カ 非常勤医師の配置などのへき地で勤務を希望する医師への情報提供
 - へき地ネットでの情報提供
 - ・へき地医療支援機構のホームページの活用
 - キ へき地診療所への診断支援を行う遠隔医療についての検討
 - へき地拠点病院とへき地診療所間での画像連携等を検討
 - ク 市町村が設置運営するへき地診療所に対する支援
 - 医師派遣調整及びへき地医療に関する各種相談の対応
 - ケ へき地診療所等支援のための自治医科大卒業者の配置状況の把握
 - コ 在宅医療の充実のための検討
 - ・在宅医療に係わる関係機関と連携して、へき地の実情に応じた継続的な在宅医療提供体制充実のための検討
 - サ へき地医療を担う民間医療機関への支援等についての検討

(2) へき地医療拠点病院の主な事業

ア 下表のとおり、拠点病院は無医地区またはへき地診療所等を対象に、巡回診療または医師派遣事業等を支援機構の調整の下、年間 12 回 (月 1 回) 以上実施する。

へき地拠点病院	支 援 対 象	実 施 事 業
茨城県立中央病院	城里町国保七会診療所(へき地診療所)	医師派遣(隔週1回程度)
		代診医派遣(随時)
	常陸大宮市国保美和診療所(へき地診療所)	看護師派遣(週1回程度)
北茨城市民病院	北茨城市小川地区(準無医地区)	巡回診療(週1回程度)
	北茨城市立水沼診療所(へき地診療所)	医師派遣(週1回程度)
	城里町国保七会診療所(へき地診療所)	代診医派遣(随時)
石岡第一病院	常陸大宮市国保美和診療所(へき地診療所)	- 代診医派遣(年 12 回以上)
	城里町国保七会診療所(へき地診療所)	
常陸大宮済生会病院	常陸大宮市国保美和診療所(へき地診療所)	代診医派遣(年 12 回以上)
	城里町国保七会診療所(へき地診療所)	
水戸中央病院	城里町国保七会診療所(へき地診療所)	医師派遣(週2回程度)
		代診医派遣(随時)

- イ 事業アを実施するため、支援機構の調整の下、派遣可能な医師等を登録する。
- ウ 支援機構の企画・調整の下、へき地医療従事者を対象とした研修の実施について 検討する。

(3) 市町の主な事業

- ア 無医地区または無歯科医地区等を有する市町は、当該無医地区等の住民の医療機関への交通手段としてへき地患者輸送車等を整備し、運行する。
- イ 患者輸送車の運行について、住民利用等の効率的な運行を検討する。
- ウ 無医地区または無歯科医地区等を有する市町は、当該地区の住民に対する保健 (歯科保健)活動の充実に努める。

(4) その他

この計画の円滑な実施にあたり、医師確保が必要な場合には、地域医療支援センターとの連携も考慮する。